

【参考】雇用保険受給資格者証の見方

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号 48010-10-000109-7	2. 氏名 三ツ知		
3. 被保険者番号 4800-014551-0	4. 性別 男	5. 離職時年齢 45	6. 生年月日 3-400101
7. 求職番号 12345			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名) 安定所現金(G)			
10. 資格取得年月日 100401	11. 離職年月日 290331	12. 離職理由 11	
13. 60歳到達時賃金日額			
16. 求職申込年月日 200507			
19. 基本手当日額 4,747			
22. 離職前事業所名 労働市場センター株式会社			
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0000	

◆基本手当日額が3,612円以上（60歳以上は5,000円以上）の場合、失業給付を受給する期間は、扶養から外す手続きが必要となります。

様式第11号（第17条の2関係）（第3面、第4面）

（第3面）

写真欄 3×2.5 支給番号

行	始	月	日	認定(支給)期間	日数
1					
2	0607				
3				待機満了 待機満了日 290514	
4				給付制限期間 290515-290814	離職理由 40
5					
6	0830			290815-0829	
7					
8					
9					
10					
11					
12	1122			291025-1112	
13				支給終了	
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

◆給付制限期間がある場合  
退職日の翌日～給付制限期間終了日（例：29年8月14日）までは扶養に入ることができます。

◆支給開始日（給付制限期間終了日の翌日）  
この印字がされたら、速やかに扶養から外す手続きをしてください。  
この日（例：29年8月15日）から保険証が使えなくなります。  
支給開始日＝扶養終了日となります。

◆支給終了  
この印字が入ると、扶養に入れる手続きができます。  
支給終了日の翌日(例：11月13日)から60日以内に届出を受付できれば、  
支給終了日の翌日(例：11月13日)から扶養者となれます。